

デジタル手続法案

マイナンバーカードへの移行促進(通知カードの廃止)関係 改正概要 (説明)

最初に、通知カードとは、マイナンバーの制度が創設された当初に、住民票を有する方全員にマイナンバーをお知らせするために郵送されたもので、その後も新たに出生された方等にも発送されていたものです。

このことに関連するものとして、令和元年5月に、行政手続きを原則、電子申請に統一し、引越しや相続をはじめとした行政手続きのデジタル化を今後進めて行くとした、デジタル手続法が可決されました。

そのなかで、配布資料の改正の背景にあるとおり、通知カードは、マイナンバーを通知するためのものではありませんが、転居等があった際には、役所で手書きにて住所を修正する等をして、マイナンバーの証明機能も持たせていました。しかしながら今後は、デジタル化促進の観点から、通知カードの手続き関係については廃止することが規定されました。

これを受けて、一番下の枠のとおり、マイナンバー法の一部が下記のように改正されました。

- ① マイナンバーは通知カードではなく通知書により通知されます。
(通知書はただの通知でマイナンバーの証明には使えなくなります。)
(証明として使用できるのは、マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票)
- ② 通知カードの記載事項の変更は廃止となります。
- ③ 経過措置として、通知カードは、住所等の記載事項に変更がなければ、そのまま証明書類として利用できます。変更が生じた時点で使えなくなります。

施行期日については、本年5月25日から施行されているところです。

町といたしましては、マイナンバー法に則り、関連業務を行っているところですが、議案の資料1、新旧対照表のとおり、通知カードは再交付ができることになってきたことから、町の手数料条例のなかで、その再交付手数料の規定がされておりましたので、このたび通知カードの廃止を受けて、規定の必要がなくなりましたので、その規定を削らせていただくものです。

マイナンバーカードへの移行促進（通知カードの廃止）関係 改正概要

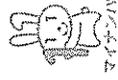
改正の背景

- 制度施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として役割
- 転居時等における記載事項変更の手续が、住民及び市町村職員の双方に負担
- デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論



表

- 2枚で印刷された裏面の住所が個人番号5桁一致する場合は、住所が変更されています。また住所変更後5桁一致しない場合は、住所が変更されています。
- 住所が変更された場合は、お手持ちのマイナンバーカードを廃止し、新しいマイナンバーカードを申請してください。
- この通知カードは、個人番号カードと異なり、マイナンバーカードに搭載された個人番号を証明するものではありません。



裏

「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現

マイナンバー法の一部改正

- ① マイナンバー付番後は、通知カードに依らず、「通知」する
- ② 通知カードの記載事項変更等の手続を廃止
- ③ 施行日時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない又は正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバー証明書類として利用（経過措置）

施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日